

墨田区地域集会所の管理運営に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

地域集会所の料金体系の見直しに伴い、利用料金の上限額等を改めるとともに、東あずま公園集会所の管理を指定管理者に行わせるほか、地域集会所の施設を学童クラブに利用することができるよう、所要の改正を行う。

2 改正概要

(1) 利用料金の改定

地域集会所の利用料金体系について、今回4段階へ見直すことに伴い、利用料金の上限額等を次のように改定する。

名称及び種別		利用料金（1室につき）		
		午前	午後	夜間
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
立川集会所	会議室	1,800円	2,400円	2,400円
寺島集会所	和室	1,800円	2,400円	2,400円
千歳集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	1,800円	2,400円	2,400円
八広中央集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	1,800円	2,400円	2,400円
曳舟集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
押上集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
東向島集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	2,200円	2,900円	2,900円
八広一丁目集会所	和室	2,200円	2,900円	2,900円
東墨田うめぞの集会所	第一和室	1,800円	2,400円	2,400円
	第二和室	930円	1,200円	1,200円
横川三丁目集会所	集会室	2,200円	2,900円	2,900円
	和室	2,200円	2,900円	2,900円
	多目的室	2,600円	3,400円	3,400円
江東橋集会所	和室	1,800円	2,400円	2,400円
	多目的室	1,800円	2,400円	2,400円

一寺言問集会所	多目的室	2,200 円	2,900 円	2,900 円
業平三丁目集会所	和室	2,600 円	3,400 円	3,400 円
	多目的室	2,600 円	3,400 円	3,400 円
	小多目的室	930 円	1,200 円	1,200 円
立花四丁目集会所	和室	2,200 円	2,900 円	2,900 円
	多目的室	2,600 円	3,400 円	3,400 円
京島第一集会所	集会室	2,600 円	3,400 円	3,400 円
京島第二集会所	集会室	2,600 円	3,400 円	3,400 円
なりひら神明橋集会所	和室	2,600 円	3,400 円	3,400 円
	多目的室	2,200 円	2,900 円	2,900 円
太平四丁目集会所	集会室	2,200 円	2,900 円	2,900 円
東あずま公園集会所	和室	930 円	1,200 円	1,200 円
	多目的室	1,800 円	2,400 円	2,400 円
東駒形集会所	和室	1,800 円	2,400 円	2,400 円
梅若橋集会所	和室	2,600 円	3,400 円	3,400 円
	多目的室	2,200 円	2,900 円	2,900 円
	料理室	2,600 円	3,400 円	3,400 円
横川集会所	和室	2,600 円	3,400 円	3,400 円

(2) 東あずま公園集会所に係る改正

東あずま公園集会所の管理を指定管理者に行わせることができるよう、必要な改正を行う。

(3) 学童クラブとしての利用に係る改正

学童クラブの待機児解消に向けて、地域集会所の施設を学童クラブに利用することができるよう、必要な改正を行う。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行する。ただし、付則第2項から第5項までの規定は公布の日から施行する。